

全員協議会資料
令和元年7月30日

(仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子について

1. (仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例制定の背景

(1) 国の動向

平成25年6月、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月28日に施行されました。

法において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされました。

(2) 東京都の動向

平成26年第2回都議会定例会において、「東京都いじめ防止対策推進条例」が可決され、平成26年7月2日に公布、同日から一部が施行されました。

東京都教育委員会は、本条例に基づき、東京都いじめ問題対策連絡協議会規則及び東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則を制定するとともに、東京都いじめ防止推進基本方針及び東京都教育委員会いじめ総合対策を策定し、いじめの防止等への取組を強化しています。

(3) 市の動向

市においては、これまで全ての学校がいじめ防止の基本方針を策定するとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応ができる体制を整備してきました。また、児童・生徒や保護者を対象とする定期的ないじめに関するアンケートの実施、教員を対象としたいじめ防止に係る研修の実施、いじめ防止のためのシンポジウムの開催などに取り組んできました。

2. (仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例の基本的考え方

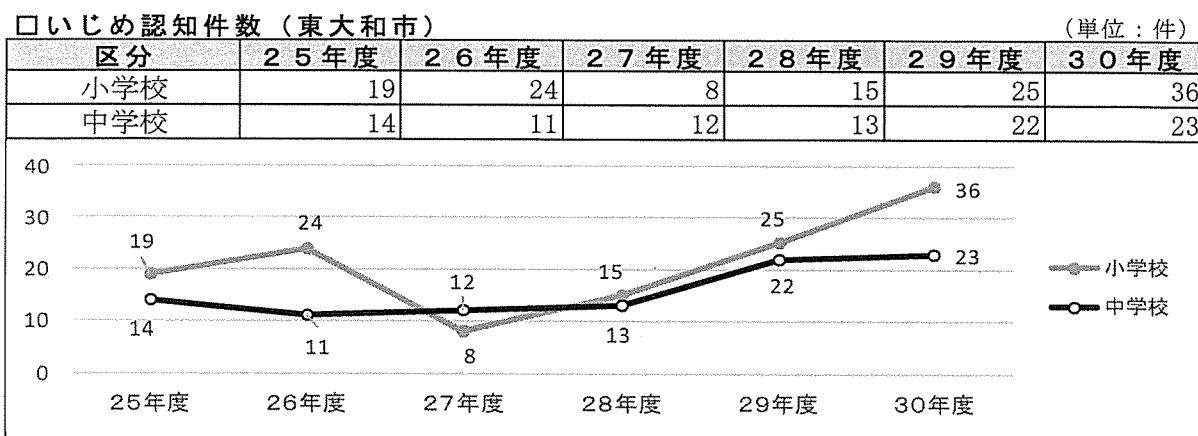
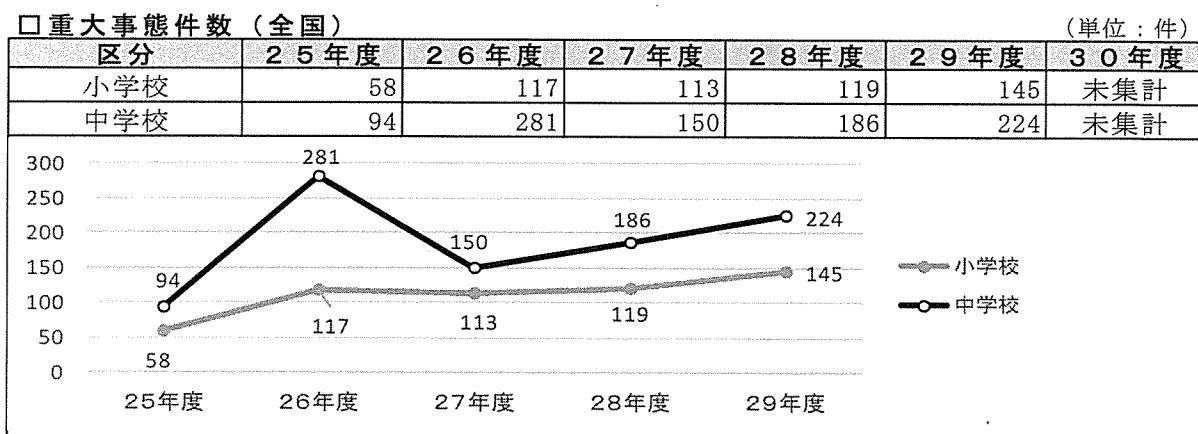
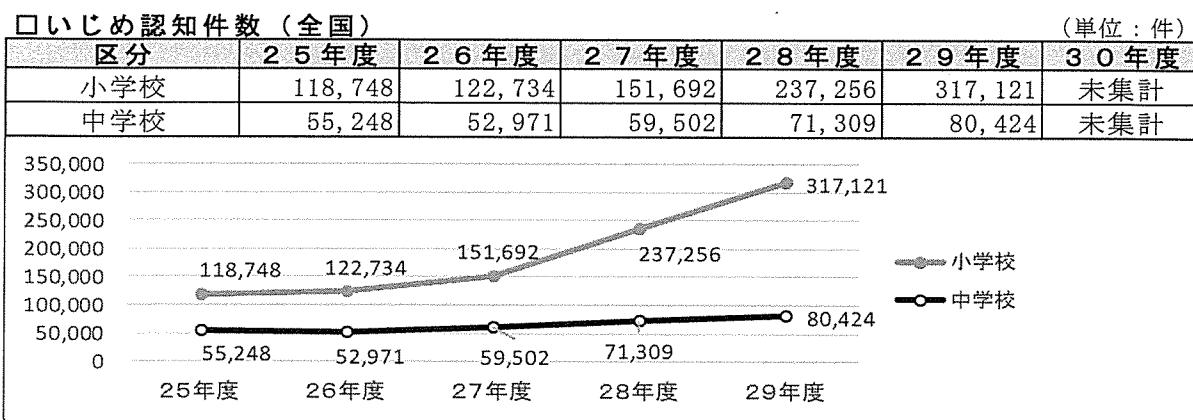
市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他関係機関の連携の下、社会全体でいじめ問題を克服するため、法に基づいた基本的理念や体制等を定める条例を制定して、いじめの防止等の対策を一層推進していきます。

また、全国的には「いじめ認知件数」とともに「重大事態件数」も年々増加している状況にあります。そのため、市においても「重大事態」が起

こり得るという危機意識のもと、「重大事態」を組織的に対応できるよう、体制整備の強化を図っていきます。

【参考資料】

「児童生徒の問題行動：不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」抜粋



3. (仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子

(1) 条例の目的

- ① いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにします。
- ② 市のいじめの防止等に関する施策に関する基本的な事項を定めることにより、学校、家庭及び地域が連携したいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進します。

(※市は東大和市、教育委員会は東大和市教育委員会、学校は東大和市立学校、以下同様)

(2) いじめ防止等の対策の基本理念

- ① 全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- ② 児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守ります。
- ③ 児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにします。
- ④ 学校におけるいじめの防止等の取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組みます。
- ⑤ 学校、市、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめ問題を克服します。

(※児童等は小学校児童及び中学校生徒、以下同様)

(3) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはいけません。

(4) 市の責務

市は、関係機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定するとともに、それらを総合的かつ効果的に推進する責務があります。

(5) 教育委員会の責務

教育委員会には、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務があります。

(6) 学校及び学校の教職員の責務

- ① 当該学校の児童等の保護者、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む責務があります。
- ② 当該学校の児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切か

つ迅速に対処する責務があります。

(7) 保護者の責務

- ① 保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導等を行うように努めるものとします。
- ② 保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとします。
- ③ 市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとします。

(8) 東大和市いじめ防止対策推進基本方針

いじめの防止等のための対策を推進するため「東大和市いじめ防止対策推進基本方針」を策定します。

(9) 東大和市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため「東大和市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、次の事項を協議します。

- ① いじめの防止等のための対策の推進に係る事項
- ② いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- ③ その他必要な事項

(10) 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会

教育委員会の附属機関として「東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置し、次の事項を調査審議します。

- ① 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。
- ② いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができます。
- ③ 学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を教育委員会に報告します。

(11) 東大和市いじめ問題調査委員会

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として「東大和市いじめ問題調査委員会」を設置し、再調査を行います。

調査委員会を設置したとき及び調査結果については、市長が東大和市議会に報告します。

4. 委員会等関連図

		学校	教育委員会	市長
委員会等の名称等	名称等	学校いじめ対策委員会	いじめ問題対策連絡協議会	いじめ問題調査委員会 (市長の附属機関)
	設置時期	原則として常設	原則として常設	必要があると認めるときに設置
	根拠	いじめ防止の方針について (平成26年市教委)	本条例骨子（9） 「想定する委員」 東京都児童相談所職員、警視庁職員、学校 関係者 等	本条例骨子（10） 「想定する委員」 学識経験を有する者、法律・心理・福祉等に 関する専門的知識を有する者 等
	委員	学校教職員		本条例骨子（11） 「想定する委員」 学識経験を有する者、法律・心理・福祉等に 関する専門的知識を有する者 等
所掌事務	通常時	①学校いじめ防止基本方針に関する事項 ②学校の設置者等と連携して、いじめの防止等 に向けた効果的な対策に関する事項 等	①市又は学校におけるいじめの防止等のため の対策の推進に関する事項 ②いじめの防止等に関する機関及び団体の 連携に関する事項 ③その他、いじめの防止等のための対策に関 する事項	①教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等の ための対策の推進について調査審議し、その 結果を教育委員会に答申する。 ②いじめの防止等のための対策の推進につい て、必要があると認めるときは、教育委員会 に意見を述べることができる。
	いじめ発生時	①当該いじめ事案に係る事実関係を明確にする ための調査の実施 ②いじめを発見した場合の組織的な対応 ③いじめられた児童等の安全確保 等		
	重大事態発生時	①いじめられた児童等の安全確保 ②いじめられた児童等の環境の確保 ③重大事態に係る事実関係を明確にするための 調査の実施（法第28条調査） ④重大事態の発生等について、教育委員会や 市長への報告 等	法第28条調査 ○学校において法第28条第1項に規定する 重大事態が発生した場合には、同項に規定 する組織として、同項に規定する調査を行 い、その結果を教育委員会に報告する。 【重大事態に該当する場合】 ア. 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 場合 イ. 相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている場合	法第30条調査 ○市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が 行った法第28条調査の結果について、法 第30条第2項に規定する調査を行い、その 結果を市長に答申する。 【再調査の必要があると考えられる場合】 ア. 学校の設置者及び学校の対応について、 十分な調査が尽くされていない場合 イ. 調査委員の人選の公平性・中立性に疑義 がある場合
再調査必要時				

5. 今後のスケジュール（予定）

期間	内容
令和元年8月1日～9月2日	パブリックコメントの実施
9月1日～9月30日	パブリックコメント意見等の整理
10月1日～10月15日	条例案整理、確定
12月初旬	令和元年第4回市議会定例会に提案
令和2年1月1日	条例の施行

【参考資料】

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」抜粋】

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（公立学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係

る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要な措置を講ずるものとする。